

## 平成30年度 第1回鳥取市景観形成審議会 議事録 (HP掲載)

1 日 時 平成31年2月18日(月) 10:00～11:40

2 場 所 鳥取市役所本庁舎4階 第2会議室

3 出席者

### (1) 委員

長澤良太委員、張 漢賢委員、樋口洋子委員、来田裕子委員、  
田中静雄委員、松島 勇委員、山本美穂委員、竹内秀徳委員、田中雅勝委員

### (2) 事務局

鳥取市都市整備部 綱田 正部長、谷口浩章次長兼都市環境課長  
都市環境課 森田誠一課長補佐兼管理係長、田中和人主査兼景観緑化係長、  
廣谷一茂技師、伊藤浩二主幹

4 開 会

(1) 都市整備部長あいさつ

(2) 職員紹介(上記参照)

(3) 委員紹介(上記参照)

(4) 会長・副会長の選出

● 今回、今改選後初めての審議会ですので、会長・副会長を決定する必要がございます。景観形成条例第30条に従いまして、会長・副会長を互選により選出することとなっております。どのような方法で選出をすればよろしいでしょうか。

○ 事務局の案で、お願いします。

● 事務局一任という声がございます。事務局一任でよろしいでしょうか。(了承) ご承認をいただきましたので、会長を鳥取大学教授 長澤委員。副会長を鳥取環境大学教授 張 委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか?(異議なし) それでは長澤会長、張副会長よろしく申し上げます。

5 報告事項

(1) 鳥取市の景観行政の経過と現状の取組み状況について【資料1】

〈事務局〉

※概要を説明

### ●景観行政の経過

- \*平成16年 6月 国が景観法制定
- \*平成18年 6月 鳥取市が景観行政団体となる
- \*平成20年 3月 鳥取市景観形成条例の全部改正(施行3月25日)
- \*平成20年10月 大規模行為の届出を終了し、新たに景観法に基づく行為の届出審査を開始
- \*平成24年10月 鳥取市屋外広告物条例の施行により、景観計画の一部改正

### ●鳥取市景観計画概要版について

- 鳥取市屋外広告物条例概要版について
- 景観法に基づく行為の届出状況について  
などを資料1等にて説明

## 6 議 事

### (1) 鳥取市屋外広告物条例に基づく屋外広告物規制地域の指定について 【資料2】

#### 〈事務局〉

##### ●鳥取市の屋外広告物制度の経過

- \*平成10年度 県より屋外広告物の申請許可事務の権限移譲を受け、県条例に基づき申請許可等の事務手続きを始める。
- \*平成18年 6月 国の景観法の施行（平成16年）により、本市が景観行政団体となる。
- \*平成23年 9月 鳥取市景観審議会において屋外広告物条例制定の審議がはじまる
- \*平成24年10月 鳥取市屋外広告物条例 施行  
高速自動車道の開通による、禁止地域の指定（随時）
- \*平成30年 4月 中核市移行による、屋外広告物条例改正（業者登録制度の追加、許可地域の拡大等）

##### ●条例改正のポイント

- ・鳥取西道路開通による禁止地域の追加
- ・本年夏までに開通予定の鳥取西道路、鳥取西IC～青谷IC間道路両側500mの禁止地域の指定。（第3条関連）

#### 1. 鳥取西道路開通による禁止地域の告示の改正

##### 【禁止地域とは】

屋外広告物の規制地域は、①禁止地域、②許可地域、③その他地域（禁止、許可地域以外で、屋外広告物の掲出が原則自由な地域）の3地域に分かれている。

- ・「禁止地域」は、景観上、安全上などの理由から、屋外広告物の掲出が原則禁止されている地域であり、高速自動車国道及び自動車専用道路の区間も、この地域に指定することが条例（第3条）に定められている。今年開通予定の鳥取西道路（鳥取西IC～青谷IC）もこれに該当する。

##### 【別紙①参照】

- ・現在山陰自動車道の開通済み区間（鳥取IC～鳥取西IC、青谷IC～湯梨浜町境界）は既に禁止地域に指定しており、今回の指定により本市域内の山陰自動車道全線において両側500m以内の区域が禁止地域となり、当該道路から展望できる場所に屋外広告物が設置できなくなる。

##### 【別紙②参照】

- ・ただし、道の駅「西いなば気楽里」の区域については、ガソリンスタンド等の利便施設が予定されており、条例第3条、第5条の規定により許可地域として

指定する。

**(長澤会長)**

ありがとうございました。では、質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

**(来田委員)**

ハワイの道の駅の山陰道を走っていると、左側にポプラの看板が見える、どこの管轄で許可がもらえるか。

**〈事務局〉**

旧羽合町は鳥取県の条例に基づいて湯梨浜町が許可をしています。基本的にその地域も500mの禁止地域になっていると考えられますが、どのような形で設置されているかは鳥取県の条例で湯梨浜町が管轄です。

**(来田委員)**

車で走っていると看板を見て行ってみようかとなるけど、西因幡の道の駅は看板だけで誘導するというので理解してよろしいか、コンビニのマークとかないようだと道の駅だけの看板ではコンビニへの誘導とかし辛いのではないか、湯梨浜の事例があったのでどうかなと思って、変えれないものかなと思ひまして。

**〈事務局〉**

道の駅は除外規定があります。市と県が行う事業につきましては除外することになっています。ですが、一般的な部分については、色々協議が必要となってきます。

**〈事務局〉**

補足します。高速道路とか自動車専用道路は、昔は道の駅とかガソリンスタンドの看板については、本線上に掲げることができなかったのですが、平成25年度から26年度に鳥取県の河川国道事務所が、鳥取自動車道において社会実験をして、鳥取道はガソリンスタンドがないために、下道に降りていただくために、標識の構造令を国の方が変更して本線上の各種看板ピクトグラムに道の駅とか表示できるよう改正を行っております。今回の道の駅西因幡気楽里も現在国交省と、表示的な制限はあるようですが本線上に表示して道の駅に誘導する看板を調整しているようでございます。

**(竹内委員)**

別紙1の図面ですが道路から片側500m両側1Kmが範囲になるのでしょうか。

**〈事務局〉**

両側500mなので、図面では1Kmの帯となっています。

**(竹内委員)**

道路から見るところだけに限定する範囲になるのでしょうか。

**〈事務局〉**

道路上から視認できるかということで高速道路に向けた看板を規制するものであって、鳥取自動車道の河原道の駅付近は下に53号線が走ってしまひて、53号線に向けた看板は対象外です。

(竹内委員)

既存の物はよいか。すでに立っていて、高速道路ができたため範囲内で、見えるようになった場合はどうか。

〈事務局〉

高速道路に向けてないという前提ですのでよいです。

(竹内委員)

500mというのは、高速道路法とか決められているのでしょうか。

〈事務局〉

こちらの方は屋外広告物条例が作成する時に、国の方がガイドラインを出してまして、多くの自治体、鳥取県を含めまして500mになっています。

(竹内委員)

別紙2の西道路はどれになるのでしょうか。

〈事務局〉

図面上の方が赤い線の範囲が道の駅の敷地でございまして、その上に記載している道が鳥取方面から降りてきた道となり、西道路本線は図面から切れています。

(竹内委員)

この図面は確定の図面でしょうか。これは指定管理者が使用すると聞いていますが、自由に(レイアウト)変更できるのでしょうか。

〈事務局〉

図面右の方が道の駅、左下がガソリンスタンドと聞いています。

(竹内委員)

このガソリンスタンドは場所変更できるのでしょうか。

〈事務局〉

この図面は、現在鳥取市が整備を進めています施設の平面面図、真ん中右側に少しびつになっていますが空間があるのが道の駅建物本体でして、アウトラインは示しており内装等は指定管理者が検討する公募になっていたと思われ、先ほど来、左下のガソリンスタンドについてはPFIで民間公募をかけまして、昨年公募をかけましたが、応募がありませんでした、区画の中で公募をしていまして応募があるまで、駐車場とか広場とか暫定的な仕様で行くしかないのではないかとということで、広場的な整備をするものではありません。

(張副会長)

この見える基準は高速道路の場所、高さ例えば一番高いバス目線で判断するのでしょうか。

〈事務局〉

基本的に高速道路に向けた看板かどうかで判断します。上が若干見えたとかというのは対象外、下道に向けた看板として判断します。

申請があった場合、担当課が普通車に乗ってその中で確認判断するので、基準としては普通自動車の高さで判断します。

(長澤会長)

最初にあった湯梨浜町の場合は、鳥取県の基準だということだが、鳥取県と鳥取市の基準の整合性はあるのでしょうか。

〈事務局〉

基準はまったく一緒です。

(長澤会長)

中核市として別の基準を定める可能性はあるのでしょうか。

〈事務局〉

条例の基準は一緒ですが、細かいところ、禁止地域とか許可地域において鳥取市独自の意見を入れたいところです。

(長澤会長)

この件につきましてはよろしいでしょうか。

## 7 その他

### (1) 鳥取市内で計画が進められている風力発電施設について【資料3】

〈事務局〉

#### ●経過

～風力発電施設計画の現状報告にあたり～

現在、鳥取市内で2件の風力発電施設の建設計画が進められており、今までに事業者から環境影響評価の配慮書及び方法書が提出され、詳細な計画が定まらない中、鳥取市の意見を踏まえて、鳥取県から事業者に対して意見書を通知しています。

現在事業者は、この意見に対する検討を行いながら計画を行っているところです。事業者は地元説明や関係機関協議を行いながら計画を行う予定であり、今後、本市に対しても意見を求められます。

本市では景観計画に以下の「景観づくりの基準」を定めています。

【位置の基準】：尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。

【規模の基準】：周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

この基準は今回のケースのように連続して構造物（風車）が尾根に建設されることは想定していません。

今後、事業者による計画が検討される中で市の意見を求められるところですが、審議会委員の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

青谷・気高地域については、福岡県の「自然電力株式会社」が計画しており

\*平成29年5月

「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」における計画段階環境配慮書が、鳥取県へ提出されました。5月31日～6月30日まで市役所関係機関にて縦覧しました。【位置図①】

位置図中の丸付き数字の矢印向き方向で、写真を撮りまして想定の高さと住民説

明会で示された建設予定位置によりフォトモンタージュ（合成写真）を当課で作製しました。

\*平成29年6月

鳥取県より鳥取市へ当該配慮書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答しました。(6/21)【別紙①】

各所意見を知事が集約し、事業者へ意見書を提出しています。景観部分は12頁(6)をご覧ください。

\*平成29年9月

「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」における環境影響評価方法書が作成され、鳥取市へ送付されました。9月15日～10月16日まで市役所関係機関にて縦覧しました。

\*平成29年9月29・30

事業者による地域説明会が行われました。気高,鹿野は各15名程度,青谷は50人程度と伺っています。

\*平成29年11月

鳥取県より鳥取市へ当該方法書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答しました(11/8)【別紙③】

各所意見を知事が集約し、経済産業大臣へ意見書を提出しています。景観部分は23頁(6)をご覧ください。

明治・吉岡・鹿野・河原地域については、東京都の「合同会社NWE-09 インベストメント」が計画しており

\*平成29年9月

「(仮称)鳥取風力発電事業」における計画段階環境配慮書が、鳥取県へ提出されました。9月8日～10月10日まで市役所関係機関にて縦覧しました。

【位置図②】

位置図中の赤い線が建設予定の場所で、明治地区、吉岡地区及び鹿野地区にある山の稜線付近が計画されている所であり、青谷町風力発電事業と違い、まだどこに建てるか決まっていない、現在風況調査等行っている所でございます。したがってフォトモンタージュ（合成写真）は添付してません。

\*平成29年9月

鳥取県より鳥取市へ当該配慮書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答しました。(10/2)【別紙②】

各所意見を知事が集約し、事業者へ意見書を提出しています。景観部分は18頁(7)をご覧ください。

\*平成30年2月

「(仮称)鳥取風力発電事業」における環境影響評価方法書が作成され、鳥取市へ送付されました。2月9日～3月12日まで市役所関係機関にて縦覧しました。

\*平成30年2月17日

事業者による地域説明会が、とりぎん文化会館において開催されました。参加者は15～20名程度と伺っています。

＊平成30年2月

鳥取県より鳥取市へ当該方法書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答しました。(3/26)【別紙④】

各所意見を知事が集約し、経済産業大臣へ意見書を提出しています。景観部分は29頁(5)をご覧ください。

7頁をご覧ください、現在は2段階目の方法書が提出され、事業者が現地調査を行っている所です。景観審は次の準備書に対する市の意見を提出する前になるかと思われま

す。8頁をご覧ください、青谷・気高地区の事業スケジュールでこちらの事業社とは平成29年の12月に接触しており、景観審での説明を申し入れてございます。

フォトモンタージュ(合成写真)等ができるのが2019年度後半とのことなので31年度の後半になろうかと思ひます。風況調査を1年延期したと聞いておりますので、少しずれることあるかも知れませ

以上です。

(長澤会長)

ありがとうございました。では、その他の件に入ります。ご意見・質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

(来田委員)

イメージ写真は事業者の作製したものか。

〈事務局〉

事業者が住民説明会で使用した資料により、建設位置、山の高さからイメージし写真を当課担当

(来田委員)

で作製したものです。住民の方に2月17日にとりぎん文化会館で説明されているが、関係する地域で説明する

とか事業者に配慮していただくようにしてはいかげでしょうか。後一点、鳥取市としてはこの風車の建設によつて、現地の方に何かメリットがあるのか分らないので説明をお願ひします。

〈事務局〉

この事務局は景観のみの会でありまして、市の担当課は生活環境課になります。この事業については鳥取県の方で環境影響評価審査会を開催し、各専門委員による審査を29年度より年6回程度開催されているよう

(田中雅委員)

です。鳥取市のメリットとしては固定資産税償却資産などが入ってくることはないでしょうか。私見ですが。私たち(委員)は景観だけを考

観ということはすべて繋がってきます。当然懸念されているように森林に林道をつけろんなことをやりながら、機材を搬入搬出したりする行為があるので、慎重にやっていただきたいというのは今日思うのです。

先ほど慎重に資料を読ましてもらったというのは、これまで同じような指摘をしている。【計画段階配慮書に対する意見及び環境影響評価方法書（以下方法書）】13頁別紙2に総括的に描かれていますけど、「景観の大幅な改変が予想される、事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある」、これは短期的に工事が始まった段階から、工事終了までで、この事業は間違いなく営利を目的とするわけで、いつ収支が合わなくなったらやめたとするのではないかと、そうしたときに、長期的に山にずら一と風車が並ぶ、倒産した場合に撤去に莫大な費用が掛かる、とてもではないが撤去できない。

それとか、21頁の「方法書に対しては、事業に伴う環境影響等について、のべ300件以上の意見が寄せられており」と周辺住民が心配しているのは間違いのない、風車によってイノシシが里に出てくるとか色々ある。26頁「近年、風力など地域の資源を生かした発電事業に対しては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど問題が全国的に生じている」これは紛れもない事実です。ソーラー発電は許認可に関して非常に緩いということで、山に開発行為をして結局採算が合わなくてほったらかしで逃げちゃっている業者もあるようです、このようなことをするとすべて環境に関係することで、廃屋や廃墟ができてしまう。その辺環境影響評価で環境とか防災とか住民とかのヒアリングとかいろんなことを想定して、県も市も色々やりとされていますが、環境だけでなくトータルで考えていただいて、認可するならそれなりに慎重にやってほしい、壮大な計画で全国的にも例もない、環境影響評価も例がない、失敗してしまっただけでは困る、鳥取県は環境立県として謳っているわけですので、景観を損なわないようにやりとりでは分かりますが慎重にやっていただきたい

(田中静委員)

市には屋外広告物条例があるが、この景観形成条例は山に対する条例（高さの基準）は作っていないのか。

〈事務局〉

景観形成条例には高さ制限は決めていません。

山については景観計画に尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。

この基準には高さの制限はありません！

(田中静委員)

市内なんかは例えば久松山の近くに建物を建てる場合は制限があって何百メートルとかある基本的にはね。例えばそのマンションとかあったでしょう、こういう形で山の上に建てる場合100メートルなんかはとてつもない規模ですけど、その場合やっぱり30メートルそういった形にもっていかないと景観を壊してしまうこと



になるのではないか。今後これだけでは収まらないと思うので、基本的にこれが通れば全部通るみたいな形になったら、鳥取市中の風力発電で可能な場所については、どんどんどんどん全国から来られて、あ〜いい場所だなあという話になったり、鳥取県の山中、風力発電になってしまうような可能性があるのですが、その辺の条例をしっかりと固めてかからないと今言ったみたいな話ばかりしては、しょうがないのではないかと思います。そのために審議会があるのだったらまず景観条例を作ってしまう方が先ではないかなと思います。

#### 〈事務局〉

すぐには条例という所までいかないかもしれませんが、ご指摘のように明確な基準があれば越したことはないかと思います。条例を策定する中でも景観審議会でご意見等聞かせていただきながら聞きたいと思っております、風力発電を機に検討、現時点で言われた30メートルだとか40メートルだとか規定するのは困難だと思う。今先ほども説明させていただきましたけども、業者の方は変更設計等計画を進めているところであります。今後モニタージュとかイメージパスについて業者の方が説明すると思いますので、ご意見の方聞かせていただけたらと思います。

#### （田中静委員）

それともう一つ先ほど言ったけど、審議会で説明があるのは来年の1月ですか。

#### 〈事務局〉

うちの方にいただいているスケジュールでは今年の10月とか、来年の1月辺りになるのかな。先ほど言いましたように風況観測が若干遅れているので、それがどのくらい影響するかどうかはわからないのですが、若干これより遅れるかもしれない。

#### （田中静委員）

聞きたいんですけど、審議会でただ説明を受けるだけ どのような説明なのですか

#### 〈事務局〉

今自体の計画がどのような状況であるか、どの場所に建って、どのような山の位置に建ってくるか定かではない。イメージパスを作らせていただきましたけど、それはあくまで仮想でわかりやすいように入れさせていただきました。

その図面をイメージパスを作っていたことをご提示させていただいて、そういう状況だよとそれに対して景観計画と照らし合わせて、どうだろうかという意見を伺いたいというところです。

#### （田中静委員）

基本的には私たちは反対という話が出た場合は、この立場の中でそれがこの業者に伝わって、じゃあ止めますという話になることもあって、ただ審議会の話に出ました、みなさんで話し合っただけそれがオッケーかどうかそれはわかりませんみたいな話になってしまうような形では意味がないのかなと思いますけど、そこら辺の結論というのをどういう形で私たちが出せばいいのか、この審議会の一つのあり方ではないかなと思います。その辺をちょっと教えてほしいな。

## 〈事務局〉

景観計画の資料の6ページ 景観法に基づく景観条例、景観法では条例に基づく適合審査があるのですが、鳥取市が作っております景観計画、景観条例に適合するか適合しないかの判断を条例の中でしていくのですが、この景観法に基づく程度としましては、届出勧告制度、あくまでも色とか意匠というのは変更命令とかできるわけなのですが、高さ的なものについては勧告ということになっています。現在の鳥取市景観条例に基づいて、例えばこの計画が適合しているか適合していないのかという判断を景観審に意見を伺いながら、鳥取市が判断していくわけなのですが、そこで適合不適合だご意見いただいて、鳥取市が仮に不適合なので勧告した場合、勧告までの措置となります。業者の方が最終的にこのまま行くということもありうる。

## 〈事務局〉

最初に報告をさせてください。今回、報告ということであげさせていただきます。本件については、2つ手続きがあるということだと。1つは景観審議会でご審議をいただく。景観法に基づいた先ほど次長が言いました作業は手続きの話、なので先ほどご指摘がありましたように、例えば場合によっては条例自体をもう少し制限を厳しくして、市としての景観に対するメッセージみたいなものを強めていく。ただ、法に基づいて措置ですので届出勧告制度が壁としてはございますけれども、市としての意思を明確にして、市の景観条例では規制をもう少し高さを具体的にしていくというようなそういうあり方もあろうと思います。これは景観審議会の中でまたいろいろいただくご意見の中で考えていく場面もあるのかなと思うことが1つでございます。それと、今回の報告事項というのは現在2グループの事業者さんが環境影響評価、その法律にのっとってこういう手続きを進めておられるということでございまして、先ほど県の方が環境省にいろいろと意見を添付して出しておられますように景観もその中の一項目であるということでございまして、景観だけでなく先ほども段階的なことも含めて、県の方は意見を国の方に意見として述べ、鳥取市といたしましては景観サイドが意見を出している その他の部局が出している。つまりは県に対して2つありまして環境アセスでの意見に対して、どのように市として景観の意見を述べていくのかということ。

この事業の最終的な許認可というのは、直接的には景観そのものにはございませんけれども、そこの中でやはりいろんな視点で景観を守っていく保全していくということの中で、先ほどご指摘がありましたように本体だけ景観だけでなく、工事する時には当然、山の中に工事なんかをする。その時にも景観をおかしたり、そういうこともあるのじゃないかとご指摘もいただきましたので、いろんな面からご意見をいただいてアセスに対しての景観の部分での意見を市民の声ということで届けていただく2つの役割で取り組んでもらいたいと思います。以上でございます。

## 〈竹内委員〉

今おっしゃった景観審は環境アセスを受けた際に、これはマスト事項？景観審で説明を受けてみなさんが同意なりをするには必要事項なのですか

### 〈事務局〉

環境アセス上だとか事業進行上についてマストであるかどうかということでは要件ではない。

ただ環境アセス評価をする時に、関係のいろいろな項目の中で一つとして先ほど市民の声の景観に対する意見を環境アセスに対する市としての意見としてお返しする中で、事業者がどういった考えでどういったことをやろうこれから計画しているのかしっかりとこちら側も把握してませんと、意見自体も抽象的になったりもあると思います。そういった意味で我々としては事業者さんの方に考えておられることがどうなのかと景観審の方にご説明をいただく。その中で2点目の方の環境アセスに対する意見書、意見に対して返していくのかということを審議いただくというようなこととなっています

### (竹内委員)

先ほど田中委員が言われたとおり、あくまでも景観だけの議論だけで答えを出せということですよ

### 〈事務局〉

基本的にはそういうことだろうと思います。ただ景観がその他の所にも全く切り分けて話ができないと思いますので、そういった中で関係するたくさん出てくると思いますので、ここの中の議論としてはそういった関連する部分をいろいろまたご意見があるのではなかろうかと考えています。

### (張委員)

景観の視点から申し上げますと、この委員会をビジョン的に景観で扱う審議会であれば、ハードルはかなり今回のこの地域は高いと思います、なぜなら、風車1基に対しても巨大であって高さもあるということから、何らかの影響を必ず受けるものです、こういう列になっている状況では、その影響は大きいということ、具体的に言えばの話ですが、環境大学の近くの空山の上に3基風車がありますが、あった時となかった時のことを個人的に考えると、なんとなく環境大学に近くなると3基の風車が目に入って、学術的に言うとオリエンテーション、久松山と同じように、鳥取市に自分の位置がそれを見てどこにいるかわかる役割を果たしているんだろう、千代川の河口部からも橋を渡り川の中流を眺めると、3基の風車のはっきり見えている、今回は3基だけでなくピンポイントとしてランドマークとしてでなく、列としてある、線状として奥行きのある関係がある、まさに新しい風景になるのじゃないか、より具体的に業者の方から三次元で見えるか、ぜひそれを使って具体的にどう見えるかを、おそらくそれを鳥取市民の皆様が自分の景観の将来についてどのように考えるのか、新しいこうゆう風景を作っているのかという議論が行くということが今後の課題、単純にビジョンという視点で見ればこういうことかなと思います。

### (山本委員)

みなさんのご意見聞かせていただきまして、張先生がおっしゃったのですが

も、現状として空山のところの風力発電と県内には大栄町にかなりありまして、当然その建築をされるにあたってはずいぶん前からあるのですよね。建築される前にいろんな議論があって、その上に事業としてされたものだと思うのですね。今までのご意見の中で日常的な面でいろんなご意見みなさんそれぞれお立場が違うので、やはり一つの建築ああいったものについてとらえられるのは、それぞれのご意見があると思うのですが、景観という形で主体としているということなので事前の検討ももちろんあると思うのです。例えば既存の建物に対して住民の方であるとか、市であるとか県であるとか、そういったところがそれを作ったことによって、例えばいろんなところ各方面からこういった意見があるといったことがもし現状として事業としてされてる中でそういったご意見があって困ったなあという声ももちろんあるかもしれませんが、それが出来たことによって非常に鳥取としてアピールできるものがもしあれば聞かせていただければありがたいかなと思います。あくまでも一市民一県民としてやはり今自分が見ている中では、やはり大栄町の風車なんかを見るとよくいろんな所で写真が採用されています。実用面以外で例えば景観で観光客を誘致する中で見ると、例えばこういうものがあるから見に来てみませんかとか形になっている部分もあるのではないかなと思いますし、先ほども張先生もおっしゃいましたが、例えばそれがあって、これが鳥取の風車なんだなと見に行こうかなというような形で大規模ではないけど行ってみたいなど、私は他県の出身なものでこちらに来たときに、何か鳥取に変わったものがないかと聞きましたら風車があると聞きまして、結局行けなかったのですが、そういうところもありますので、建てる前の意見を今みなさんおっしゃってると思うんですけど、建てた後としての評価、これをもしそちらの方である程度皆様の声として聴いているものかあれば聞かせていただければありがたい。個人的には鳥取にはあまりモニュメント的なものもないですし、観光というかアピールするものの一つにはなるとは思います。やはり近隣住民の方からすると今まで美しい稜線がありました自然環境よかったですというところにああいった工業的なものがくるのはやはりけしからんという意見は当然あると思います。それは立場が違うことによってみなさん思うことが違って来るのですが、結果的にできたものに対してどうなったかが分かったらお願いします。

〈事務局〉

ご意見ありがとうございます。建設後のことなのですが、こっちの方でそのあたりご意見いただきまして、今度検討いただく中で各自自治体にも問い合わせたりしてそのあたり情報収集に努めてこの次にご提示できたらと思います。

(長澤委員長)

時間もせまっております、いかがでしょうか。

(山本委員)

住民説明会に関して市の方は行かれていますか。同席とかされていますか。

〈事務局〉

生活環境課の担当者の方が住民説明会に出席して、どうゆうことをされるかとい

うことを聞き資料をもらったようです。その時配布されたものを当課にいただいて資料とした所です。

(山本委員)

その中で住民から景観に対する懸念はどういったものがあったか把握されてますか。

〈事務局〉

青谷町には反対意見が多かった。鹿野町も少し景観について意見があった、気高町については説明会と建設計画自体があることを知らない人が多かった

(長澤委員長)

今日のところはこの辺で。もちろんこの案件につきましてはこれで終わりではなく継続審議されていくことでしょう。その他何かありますか？事務局の方は何かありますか？

〈事務局〉

事務局はないです。

(長澤会長)

はい。これで審議会を終了します、どうもみなさん、どうもご苦労さまでした。

(一同)

ありがとうございました。